

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成26年第4回大槌町議会定例会を開会いたします。

では、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。12番、野崎重太君及び13番、阿部義正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月10日までの6日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月10日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（阿部六平君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ご一覧願います。なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にございます。

次に、本日までに受理した請願は、会議規則第91条及び92条により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから報告いたします。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告を金崎悟朗君にお願いいたします。ご登壇願います。

○9番（金崎悟朗君） [報告書のとおり]

- 議長（阿部六平君） 続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告を東梅 守君
にお願いいたします。ご登壇願います。
- 3番（東梅 守君） [報告書のとおり]
- 議長（阿部六平君） 続いて、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告を岩崎松生君にお
願いいたします。ご登壇願います。
- 11番（岩崎松生君） [報告書のとおり]
- 議長（阿部六平君） 続いて、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を阿部義正君
にお願いいたします。ご登壇願います。
- 13番（阿部義正君） [報告書のとおり]
- 議長（阿部六平君） 次に、行政報告を行います。町長、ご登壇願います。
- 町長（碓川 豊君） [報告書のとおり]

-
- 日程第 4 議案第104号 大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び
に指定介護予防支援法に係る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定につ
いて
- 日程第 5 議案第105号 大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施
にかかる基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第106号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 7 議案第107号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 8 議案第108号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第109号 大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条
例について
- 日程第10 議案第110号 財産の取得について
- 日程第11 議案第111号 財産の取得について
- 日程第12 議案第112号 財産の取得について
- 日程第13 議案第113号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第114号 大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工

事委託に関する協定の締結について

- 日程第15 議案第115号 町道の路線認定について
- 日程第16 議案第116号 大槌町と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止する協議に関し議会の議決を求めることについて
- 日程第17 議案第117号 平成26年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて
- 日程第18 議案第118号 平成26年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第19 議案第119号 平成26年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第20 議案第120号 平成26年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第21 議案第121号 平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第104号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援法に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてから、日程第21、議案第121号平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、18件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 平成26年第4回大槌町議会定例会における議案18件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第104号及び議案第105号は、条例の制定であります。

議案第104号大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、大槌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めようとするものであります。

議案第105号大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施にかかる基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、大槌町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定めようとするものであります。

議案第106号から議案第109号までについては、条例の一部を改正する条例であります。

議案第106号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例については、普通財産の無償貸付又は減額貸付できる場合について、防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡等を追加しようとするものであります。

議案第107号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第108号大槌町下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

議案第109号大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、下水道法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

議案第110号から議案第112号までについては、財産の取得についてであります。

議案第110号財産の取得については、柁内地区災害公営住宅の取得であります。

議案第111号財産の取得については、寺野地区（1工区）災害公営住宅等の取得に関する契約であります。

議案第112号財産の取得については、大槌町安渡二丁目地内の土地の取得であります。

議案第113号工事請負契約の締結については、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事に係る契約であります。

議案第114号大槌町公共下水道根幹的施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定の締結については、大槌浄化センターの復興事業に係る建設工事委託に関して、協定書を締結しようとするものであります。

議案第115号町道の路線認定については、町道7路線に関する認定であります。

議案第116号大槌町と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止する協議に関し議会の議決を

求めることについては、委託を廃止することについて岩手県と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第117号から議案第121号までについては、各会計の補正予算であります。

議案第117号平成26年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについては、歳入歳出予算に11億8,031万4,000円を追加し、歳入歳出総額を543億7,872万3,000円とするものであります。第2条では繰越明許費の追加3件、変更1件であります。第3条では債務負担行為の追加1件であります。

議案第118号平成26年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、歳入歳出予算に32万4,000円を追加し、歳入歳出総額を21億5,629万3,000円とするものであります。

議案第119号平成26年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、歳入歳出予算に338万6,000円を追加し、歳入歳出総額を14億4,415万6,000円とするものであります。

議案第120号平成26年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、歳入歳出予算に17万3,000円を追加し、歳入歳出総額を1億2,312万7,000円とするものであります。

議案第121号平成26年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、第2条において収益的支出の支出予算に481万7,000円を追加し、総額を2億1,678万2,000円とするものであります。第3条において資本的収入及び支出において、収入予算を4億3,382万2,000円減額し、総額を7億2,309万円とし、支出予算を4億3,380万円減額し、総額を8億1,481万1,000円とするものであります。第4条では企業債の変更1件であります。第5条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるものであります。第6条では、一般会計の補助を受ける金額を改めるものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 以上をもって当局の説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす6日から8日まで議案思考のため休会といたし、9日は午前10時より再開いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散 会 午前10時56分

